

議会だより

みほ

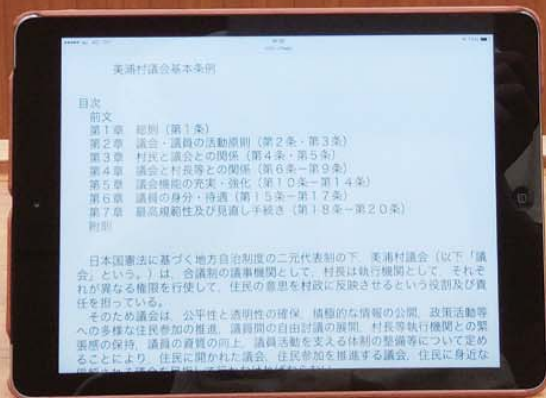
2015.8.1

No. 110

茨城県美浦村議会

<http://www.vill.miho.lg.jp/gikai/index.htm>

タブレット端末本格導入 (平成27年第2回定例会)



平成27年第2回定例会 ②

一般質問 ⑥

視察報告 ⑫

議員活動 ⑭



平成27年第2回定例会

平成27年第2回定例会は、6月9日から19日までの11日間の会期で行われました。

今定例会では、村長から人事案件、条例改正、工事請負契約の締結、補正予算等の15議案が提出され、審議の結果、すべての議案が原案のとおり承認・同意・可決されました。

また、議員からは条例・規則制定・改正、意見書2件が提出され、すべて原案のとおり可決されました。

一般質問は、16日に行われ、6人の議員が登壇し、村政全般にわたり質問がなされました。

補正予算

補正予算を可決

今回の補正予算は、当初予算に組み込むことができなかったもの、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要なものについて計上しています。

会計名		補正額	予算総額
一般会計		7,899万2千円	59億1,199万2千円
特別会計	農業集落排水事業	192万1千円	1億7,372万1千円
	公共下水道事業	1億200万円	9億2,380万円
	介護保険	26万5千円	9億4,226万5千円

議会傍聴の感想

6月定例会の傍聴にいらした方にアンケートのご協力をお願いしました。多数のご意見をいただきましたので、今回は一部を紹介します。

- ◆ 質疑応答を聴き、美浦村だけでなく関連先の一部を知ることができた。
- ◆ 答弁が人により聞きとりにくい場面があった。音響にもう一工夫がほしい。
- ◆ 空き家対策は頑張ってもらいたい。そのままにしておく大変なことになると思う。
- ◆ 物産館の件、村も本腰を入れより良い地域になることを希望する。

美浦村政治倫理審査会委員の選任について

美浦村政治倫理審査会委員 7 名に下記の方を選任しました。

【再任】磯山 貴洋（土浦市）・浅野 勝夫（土浦）

【新任】古渡 和夫（後宿）・増尾 重治（大谷）・木村 威夫（木）・
 小野木 宏（田中）・宮本 茂男（興津）

その他の議案と審議内容

区分	議 案	議 案 内 容
条 例 改 正	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	条例の別表第 1、私立幼稚園の第 2 階層区分の世帯の者の利用者負担費用額についての改正
	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法の改正により、低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行うこととされたことに伴う改正
	美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	維持管理費の一部として使用者から徴収していた農業集落排水事業と公共下水道事業の使用料の算出方法を統一する改正
そ の 他	専決処分の承認 （美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員を追加 【委員長】 5,500円 【委員】 5,000円
	専決処分の承認 （平成 26 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号））	【補正額】 4,832 万 5 千円の追加 国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業分を増額補正
	専決処分の承認 （美浦村税条例等の一部を改正する条例）	地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されたことによる条例の改正
	専決処分の承認 （美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例）	国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたことによる条例の改正
	専決処分の承認 （美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に公布されたことによる条例の改正
	専決処分の承認 （美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に公布されたことによる条例の改正
	工事請負契約の締結について	【目的】 役場庁舎耐震補強等改修工事 【金額】 3 億 1,644 万円 【相手】 松浦・細谷特定建設工事共同企業体 【工期】 平成 28 年 3 月 17 日まで



美浦村議会基本条例 を制定しました

美浦村議会では、永年の懸案であった、議会基本条例の制定に向け、平成 26 年 3 月に「議会基本条例検討委員会」委員長 岡沢 清議員他 5 名」を設置し、約 1 年間で、計 14 回にわたり検討を重ねてきました。

議会基本条例検討委員会で は条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成 27 年 4 月に村ホームページに条例案を掲載し、村民の意見を求め、今定例会開会日 6 月 9 日の本会議において、「美浦村議会基本条例」を議員提案し、全会一致で可決され、7 月 1 日より施行されました。

◆議会基本条例とは

美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、住民自治を基本に、議会の活性化と機能強

化を図るための議会運営の基本事項を条例に明文化するものです。

◆条例の主な内容

美浦村議会基本条例では、議会運営に関する次のような事項について定めています。

- 1 総則
- 2 議会・議員の活動原則
- 3 村民と議会との関係
- 4 議会と村長等との関係
- 5 議会機能の充実・強化
- 6 議員の身分・待遇
- 7 最高規範性及び見直し手続き

美浦村議会では、この条例の制定を契機に、村民主権を基礎とする村民の代表機関としての自覚を持って議員活動に専念し、常に公平性・透明性・信頼性を確保し、村民に開かれた議会を目指します。

請願

◆年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書

【請願者】

日本労働組合総連合会茨城県連合会県南地域協議会
議長 木村 太一

【紹介議員】

山崎 幸子議員

【要旨】

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきもの。

【議決結果】

採択

【意見書提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

◆「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書

【請願者】

美浦村平和の会
代表 井上 勉

【紹介議員】

岡沢 清議員

【要旨】

侵略戦争の反省からつくられた日本国憲法は、日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意したものである。この憲法 9 条をこわす違憲立法につよく反対するもの。

【議決結果】

採択

【意見書提出先】

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長

■ 平成 27 年第 2 回定例会議案・審議結果一覧

会期：平成 27 年 6 月 9 日～6 月 19 日

議案番号	件名	議決結果	賛否数		議員名														
			賛成	反対	塚本光司	岡沢清	飯田洋司	椎名利夫	山崎幸子	山本一恵	林昌子	下村宏	坂本一夫	羽成邦夫	小泉輝忠	石川修	沼崎光芳		
発委第 1 号	美浦村議会基本条例	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1 号	専決処分の承認を求めることについて(美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 号	専決処分の承認を求めることについて(平成 26 年度美浦村一般会計補正予算(第 7 号))	原案承認	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 号	専決処分の承認を求めることについて(美浦村税条例等の一部を改正する条例)	原案承認	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 号	専決処分の承認を求めることについて(美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)	原案承認	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 号	専決処分の承認を求めることについて(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認	11	1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 号	専決処分の承認を求めることについて(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	原案承認	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 号	美浦村政治倫理審査委員の選任について	原案同意	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 号	美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 号	美浦村介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 号	美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 号	平成 27 年度美浦村一般会計補正予算(第 1 号)	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 号	平成 27 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 号	平成 27 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 号	平成 27 年度美浦村介護保険特別会計予算(第 1 号)	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 号	工事請負契約の締結について(役場庁舎耐震補強等改修工事)	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第 2 号	美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第 3 号	美浦村議会傍聴規則	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第 4 号	美浦村議会常任委員会及び特別委員会傍聴規則	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第 5 号	美浦村議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 1 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書	採択	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 2 号	「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書	採択	7	5	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
発議第 1 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第 2 号	「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書	原案可決	12	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長(下村 宏議員)は、可否同数のとき以外は表決に加わりません。

※「○」は賛成、「×」は反対、「-」は欠席を表します。



定例会でのペーパーレス会議

今後、村執行部と村議会の情報共有や、経費節減のためにも、さらなるタブレット端末の操作技術の習得や、ペーパーレス会議システムの円熟化を図っていきます。

今年6月の定例会から、本会議や常任委員会、全員協議会で、議案書や説明資料等の紙の資料配布を一切なくし、電子書類のみのペーパーレス会議を実施し、大きな混乱はなく、無事に終了しました。

完全ペーパーレス会議を実施しました



一 般 質 問

自主防災組織率について



飯田 洋司 議員

質問 本村の自主防災組織率は県下43位。防災意識が低すぎるのか。組織率を上げる対策は。

答弁 (総務部長) 自主防災組織のリーダー的人材を育て、防災意識を高め、組織率を上げる。また、組織率を上げるために、村としても補助金を考えている。ただし、補助金としてどのくらいが適切かは、今後検討していく。

防災士に関して

質問 現在、本村では6名の防災士を登録している。



大山地区防災組織 防災訓練

しかし、県下で登録人数は下位となっている。増員対策は。

答弁 (総務部長) 東日本大

震災から4年が過ぎ、今後起こり得る自然災害に備え、防災への意識向上を図り、正しい知識を持ったリーダーが必要と認識している。今後、職員、村消防本部役員及び各分団員等に資格取得をお願いする。取得にかかる費用については、村補助金等で対応する。



防災意識の向上を目指す



本村独自の防災リーダー育成について

質問 村独自で防災意識を高めるために、防災リーダー(準防災士)を育成できないか。

答弁 (総務部長) 村主催で1日程度の講習会等を開催し、その講習会を受講した方に修了証をお渡しし、地区防災リーダーとしてご活躍いただく仕組みづくりを考えている。



茨城県消防学校

中島村長 三期目の公約について



いしかわ おさむ
 石川 修
 議員



地域活性化の取り組み

質問 健康増進と健康寿命の取り組み強化は。

答弁 (村長) 定期検診の受診率向上、そして、シルバーリハビリ体操、筋肉を鍛える体操の普及、集い合える場所づくりを通して、健康寿命の強化に努める。

質問 学校給食調理施設の整備は。

答弁 (村長) 場所以外大体合意ができています。早目に場所を選定し決定次第、早急に整備を進めたい。

質問 企業誘致に向けた支援強化は。

答弁 (村長) 本村には工業ゾーンと認定した地区が、約3町歩残っている。阿見町や稲敷市の工業団地より美浦村のほうが安いというところで、問い合わせが何件か来ている。

質問 地域消費喚起を活用した地域の活性化は。

答弁 (村長) 地方創生で国からの補助金が決まり、本村でも2割支援の地域サポートクーポン券を採用した。これに、シニアとキッズをプラスし進んでいる。2割支援の部分で、美浦村の消費喚起につながるだろうと考えている。

質問 商業施設立地による生活環境の改善は。

答弁 (村長) 現在、地区計画を進めており、4月7日に

県から決定通知をいただいた。商業施設については出店の合意をいただき、これに加え、ホームセンターとドラッグストアも併設する。さらに、村の施設も共存して立地できるものを計画し、28年度にオープンできればと考えている。

質問 子ども・子育ての支援強化は。

答弁 (村長) 本年4月から、福祉介護課で行ってきた幼児保育を学校教育課に移し、子ども育成室を新設した。保育所、幼稚園の支援を一緒にできるような体制を整えた。

質問 自主財源の確立は。

答弁 (村長) 太陽光発電の電気事業を立ち上げたことは、他市町村から注目される自主財源の取り組みである。本年3月から売電を始め、収益の一部を住民へ還元するために6月1日から補助事業を受け付けている。現時点で13件申請が上がっている。



メガソーラー通電式



一 般 質 問

医療保険改革法に伴う今後の国民健康保険の運営は



おかざわ きよし
岡沢 清
議員



質問 法改正に伴い、平成 30 年度から、国保が市町村から県に移管される。①国保会計や国保関連事務はどう変わるのか。②短期保険証・資格証明書の発行は、県の判断で行うのか。③保険料率は村が決定するのか。④保険料は上がるのか、下がるのか。⑤保険料率の構成・配分はどうなるのか。

答弁 (保健福祉部長) ①会計は現状のまま残る。予算の項目が増えるように思われる。療養費等の支給については、現行通り村が行い、その

支払いに対して、県から交付金として交付される。国・県からの財政支援については、現行の定率国庫負担金等は、県に交付され、県は、市町村の実情を考慮し、市町村に交付する流れ。国保税の徴収事務等、関連事務は変わらない。②法改正後の市町村の役割の一つである資格管理になり、村の判断で行うと思われる。③村が行う。④現時点で示されていることは、どちらとも言えない状況。市町村国保財政は、現在よりは改善されると考えている。⑤現行の

4 方式 (所得割・資産割・均等割・平等割) を維持し、応能・応益割合についても、国保税の標準化に努め、保険料率が上がらないよう、前向きに検討していきたい。

物産館建設の構想は

答弁 (経済建設部長) 物産館事業は、村外からの外貨獲得、村民の交流の場、村外からの顧客の交流の場とし、地域の活性化につなげていくことが最大の目的。その視点に立った商品の開発、品ぞろえが大変重要であり、成功させる必須の条件。

国道 125 号バイパスの開通と併設予定の民間商業施設のオープンと併わせ、平成 29 年 4 月のオープン予定。

規模は、加工所を含めた直売所が 340 平方メートル、子育て支援施設が 500 平方メートル、交流・体験イベン

ト施設が 140 平方メートル、廊下・階段・トイレ等が 350 平方メートル、建築面積合計 1,330 平方メートル、約 400 坪の建物を予定している。

これまで、農協や商工会等の協力を得ながら協議して、関係各課にとどまらず、庁内全職員のアイデアを募集してきた。なるべく多くの方の意見を取り入れ、物産館の建設・運営を進めていきたい。

答弁 (村長) ただの物産館でなく、子育て施設、コミュニケーション施設、また、お年寄りが集まれる地域のサロンのような施設を開設していきたい。



空き家バンク登録進捗状況について



つかもと こうじ
 塚本 光司
 議員

い。窓口や電話での問い合わせ件数は、月4、5件程度。

質問 昨年12月の定例会答弁では、再度村内の空き家調査、空き家登録ができるかの仕分け、ダイレクトメール等での連絡を考えているとの答弁。実際の手順として、いつごろまでにどのようにするか方向性を示せるか。

答弁 (総務部長) 今後、空き家対策特別措置法との関係もある。また、空き家バンクについて現在検討中であり、10月までを目途に、利活用について現地調査を進めていきたい。

質問 平成25年4月から事業がスタートし、2年が経過した。実際に何軒の空き家を把握し、平成26年2月調査後の

ダイレクトメール件数は何件か。

答弁 (総務部長) 安中地区36件、大谷・木原地区153件で、現在は空き家の数も増加していると思われる。平成26年2月の189件について、抵当権や債権等確認後、権利関係上で問題のない空き家所有者50人にダイレクトメールを発送し、うち6人が空き家バンクの登録に至った。

質問 50件のダイレクトメール対象者のうち、リアクションのない44件とは連絡手段はないのか。

答弁 (総務部長) 権利者については登記簿、また納税管理者等の調査では、住所・氏名のデータのみ。こちらへ返ってきた通知はなかったことから、必ず届いている。後は本人の意思と考える。

空き家バンクと空き家対策特別措置法との関連性

質問 空き家対策特別措置法の施行により、各自治体の監視力強化がなされ、ほったらかしの空き家の所有者が目を向け、以前住んでいた空き家をどうにかせねばと考えるであろうと思うが。

答弁 (総務部長) 売れるうちに売買、または、貸せるうちに賃貸をとという方が増える可能性はある。本村の200平方メートル以下の居住用の宅地であれば、実質課税されていないといった状況が、特定空家に認定されるとその特例が撤廃。また、小規模住宅特例が撤廃されれば、10,000円前後の固定資産税が賦課される。この措置法を広く周知することで、空き家について認識を新たにし、利活用が一層促進されることを期待するものである。

質問 平成24年度の空き家調査以降、現在30件ほどの空き家バンクの登録がある。昨年末から約半年近くがたち、この間に何かアクションを行ったか。それに対し、空き家所有者からのリアクションはあったか。

答弁 (総務部長) 空き家バンクパンフレットの公共施設や江戸崎ショッピングセンター内のまちかど情報センターへの設置を実施。昨年末から現在まで、こちらから空き家所有者に対してダイレクトメール等の送付はしていない。



一 般 質 問

空家等及び特定空家等に対する措置



はやし しょうこ
林 昌子
議員

ないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。このいずれかに該当するものをいう。

質問 空家に対する苦情件数は。

質問 平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「特措法」といふ)が公布されましたが、空家等と特定空家等の法に定義されている解釈について。

質問 空家に対する苦情件数は13件、27年度の5月までは3件。対処としては所有者に適切な管理のお願いの通知をした。

質問 特措法の規定を適用した場合の効果は。

回答 (経済建設部長) 空家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの及びその敷地。特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われ

回答 (経済建設部長) 立ち入り調査、権利者との調整、所有者等への助言、指導、勧告、命令が可能。命令に従わない場合は、代執行へ進み行

政側で取り壊し、除去が可能。また固定資産税が6分の1になる減免がなくなる。

回答 (村長) 特措法の中で市町村長の権限がかなり認められ、立ち入り調査権も与えられている。空家と特定空家の分別を把握し、データベース化をして早目の対応をし、住民の安全・安心な生活を目指していきたい。

質問 特措法の制定に伴い、美浦村環境美化条例の見直しの考えは。

回答 (経済建設部長) 特措法の中に空家、特定空家に対する考えが細かく規定されているので、今のところ考えていない。

活動は。

回答 (保健福祉部長) 現在2基あるが、7月から実施できるよう貸し出し要綱等を整備している。ホームページや広報等に貸し出し等の案内を掲載予定。イベント主催団体等への利用のお知らせをする。また、利用目的が分かるよう、掲示板、のぼりを立てる。子育て支援センターや関係部局などに、きめ細かい周知方法をしていく。

移动式赤ちゃんの駅

質問 進捗状況と今後の啓発



美浦村の赤ちゃんの駅

生涯学習



やまざき さちこ
山崎 幸子
議員

質問 美浦大学の応募者が年々増え、今年度は60名定員のところ100名の応募があった。平成27年3月に、文化講座で開講しなかった分の107万円が減額補正されている。それならば、高齢者が家に閉じこもらずに外に出ることに、介護になる可能性を減らすという観点から、高齢者向け講座の募集枠をもっと広げ、もっと多くの高齢者が講座に参加できるようにすることはできないか。

答弁 (村長) 今後の動向をみて、応募者が多くなること

が続くようなら、受入先の問題も含め、検討していきたいと思う。

介護予防事業

質問 介護支援ボランティアポイント制度とは、65歳以上の高齢者がボランティアをすることによりポイントを取得し、そのポイントを現金に交換するという仕組みのものであり、ボランティアに興味のない人でもポイントがもらえるならやってみようかな、というきっかけとなり、そのことにより生活にも張りが出



て、病気になるリスクも減る。結果的には、本村の医療費削減にもつながってくる。高齢者ボランティアポイント制度に対しての見解は。



答弁 (保健福祉部長) 元気な高齢者が社会参加や貢献活動を通し、生きがいを持って健康寿命を延ばすための手段として大変有効であると考えられる。ポイント制度については、活動する喜びに加え、ポイントを還元することでさらなる喜びが味わえ、生きがいづくり対策として、検討に値するものであると認識する。

質問 ボランティアポイント制度導入の費用は、土浦市・取手市では国・県の地域支援事業交付金を使い、6割以上

を交付金で賄っているとのこと。交付金を使えば自治体の負担も少なく済むので、本村でも制度導入を検討したらどうか。

答弁 (保健福祉部長) 近年、高齢者福祉対策の手段として、活用する自治体が増えてきている。費用面は、地域支援事業費の活用ができることから運用は可能である。また、ボランティアの範囲も介護のみならず、世代間を超えた活動や生涯学習との連携など、選択肢を広げたものを検討していきたい。





美浦村議員会 県外視察研修報告

視察日

平成27年5月11日～13日

視察先

- ・愛媛県松山市役所
- ・愛媛県四国中央市役所
- ・高知県香南市役所

視察内容

今回は、自主防災組織が市内すべての地区で結成され、防災士の数が全国自治体で最多の2,373人に上る愛媛県松山市、ICTを活用し地域児童見守りシステムを構築した愛媛県四国中央市、20年後の都市像を描き、まちづくりブランドデザインの策定を進めている高知県香南市を視察して来ました。

松山市では、平成7年の阪神淡路大震災を契機に、大規模災害時には警察・消防・自衛隊などの公的な援助の限界

と、自分の身は自分で守る、地域は地域で守る、自助・互助の重要性が認識され、自主防災組織の結成の必要性が見直されました。

しかしながら、必要性は理解しても、いざ自分たちが動くとなると比較的、地震・大雨・台風など大きな災害の少なかつた松山市民には、なかなか浸透しなかつたそうです。

しかし、平成13年3月24日に芸予地震が発生し、松山市でも最大震度5強が観測され、死者1名、多数の住宅被害に見舞われ、災害は身近に起こることと捉えるきっかけとなり、行政もさらに力を入れて、自主防災組織の結成を促進し、平成24年8月には市内全域をカバーする結成率100%を達成しました。

また、松山市では自主防災組織のリーダーとなる防災士を養成するため、愛媛大学と協力して「愛媛大学公開講座」

という新たな手法で防災士の養成に取り組んでおり、今年度からは、環境防災学という単位を取得できる講義の新設、さらに来年度からは社会共創学部という新たな学部の中で大学生の防災士を養成していくことにするなど、様々な取り組みをしていました。

その他にも防災士の資格取得費用の全額公費負担や自主防災組織に対する補助事業の拡充、平成27年4月から地域防災力向上の中心となる消防団、自主防災組織、企業などを総合的に連携させるため「地域防災課」を消防局に新設するなど、住民と行政がそれぞれの役割分担の中で地域防災力の向上を目指して努力し、その成果を上げていました。



松山市合同庁舎にて研修

四国中央市では、児童を事件や事故から守るとともに、安心して子どもを生み育てられる環境を目指し、総務省のモデル事業や総務省ユビキタスタウン構想推進事業により、地域児童見守りシステムを構築しました。

地域児童見守りシステムは、ICTの活用で効果的な防犯体制を築くことを目標に掲げ、『登下校管理システム』で子どもを持つ家庭の安心・安全を確保すること、『保護者連絡網システム』で学校と

保護者のコミュニケーションを支援することで防犯体制の構築に繋げることを計画し、実行して来ました。

『登下校管理システム』は、学校や児童館に設置してあるカードリーダーに、児童が持っているICカードをかざすと、カードの情報を取りあらかじめ登録している保護者のメールアドレスへ登校・下校を配信します。利用者からは「登校時の事件・事故が増えているので、確実に学校に到着できたことが分かる」と安心します。や「下校時間が分かるので子どもの出迎えに便利で助かります」など数多くの支持を受け、成果を上げてきました。

『保護者連絡網システム』は、従来電話で行っていた連絡をメールで一斉配信することで、学校と保護者のコミュニケーションを飛躍的に円滑にしました。保護者側の負担の軽減と、教員側の業務削減

効果があります。必要に応じたグループに対しメール配信が行える仕様や、アンケートの実施・集計を行える仕様が支持をいただいているそうです。

このように、情報通信技術の持つ特性を最大限に活用することで、効果的に地域社会全体の防犯体制を強化し、安心して子どもを生み育てられる環境を構築してまいりました。



四国中央市庁舎前にて

香南市では、「美しい水と緑と風に包まれ、元気で豊かに光るまち」の形成を目標に、今後進めるべき施策方針を総合的に取りまとめた「香南市振興計画」が策定されています。

この振興計画に示されたまちづくり分野の施策を具体的に且つ積極的に推進する実践計画として、「香南市まちづくりブランドデザイン」を位置づけ、市民と行政が共に協働で行うまちづくりの目指すべき基本方針の策定に取り組んでいます。

近い将来必ず来るといわれている南海トラフ巨大地震、太平洋に大きく面している香南市は10メートル以上の津波被害に襲われると予想されており、抜本的な地震津波防災対策が急がれています。

また、高知市・南国市のベツドタウンであり、15歳未満の人口比率が県内第1位、「1に5」の生産量日本一などの特

徴や、市民の意見である働き場所が少ないことへの不満、地震や火災・洪水などの災害対策への取り組みを最も大事と考えているなど特性と問題点を整理・検討し、20年後の将来都市像の実現を目指し邁進してまいりました。



香南市議会議場にて

台風接近により暴風雨の中のある視察研修となりましたが、実りとをご報告いたします。



議員活動

5月	8日	春の全国交通安全運動
	9日	田植え体験祭
	11日	議員会県外視察研修 ~13日
	16日	細谷典幸第106代茨城県議会議長就任祝賀会
	17日	縄文の森コンサート
	18日	江戸崎地方衛生土木組合議会全員協議会 シルバー人材センター理事会 議会地方自治研究会
	19日	茨城県町村会会計決算監査
	20日	社会福祉協議会理事会
	21日	稲敷地区交通安全母の会総会
	22日	県会議員定数削減要望回答書受け渡し 霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟総会 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会・臨時会
	23日	輪投げ大会
	24日	美浦村村政施行60周年記念式典
	25日	社会教育委員研修 農業委員会定例総会
	26日	町村議会議長・副議長研修会 ~27日
	27日	江戸崎地方衛生土木組合議会視察研修 園児・児童の芸術鑑賞会
28日	江戸崎地方衛生土木組合出納検査 市町村長・市町村議会議長会議	
29日	農業再生協議会 町村議会議長会議 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会全員協議会・臨時会 稲敷警察署と美浦村の情報交換会	
30日	境町合併60周年記念式典	
6月	2日	議会運営委員会
	3日	非核平和と美浦村宣言推進協議会総会 産業後継者結婚促進協議会総会
	4日	人材育成推進協議会
	5日	民生委員推薦会 シルバー人材センター総会
	6日	三世代ふれあい輪投げ大会
	9日	議会定例会 議会全員協議会
	10日	議会総務常任委員会 議会厚生文教常任委員会
	11日	議会経済建設常任委員会 国道125号大谷バイパス整備促進に関する要望
	16日	議会定例会 議会総務常任委員会
	18日	議会全員協議会

6月	18日	議会地方自治研究会 議会広報公聴委員会
	19日	議会定例会
	23日	美浦村観光協会・美浦村商業振興対策協議会総会 ノーテレビ・ノーゲーム運動実行委員会
	24日	陸平貝塚安中保全活用の会総会
	25日	村例月出納検査 江戸崎地方衛生土木組合出納検査 農業委員会定例総会 県南町村会定期総会
	26日	美浦中学校訪問
29日	議会全員協議会	
7月	1日	ごみ分別検討協議会 県南町村議会議長会
	2日	競走馬調教場所在市村連絡協議会
	3日	花いっぱい運動コンクール審査 産業文化祭実行委員会
	6日	社会福祉協議会理事会
	7日	江戸崎地方衛生土木組合視察研修 ~9日 原水爆禁止国民平和行進
	10日	社会教育委員会議
	13日	霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会通常総会
	14日	かすみがうら市議会視察研修受け入れ 稲敷地区防犯協会総会・役員会
	15日	龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
	16日	美浦少年のつばさ事業結団式
	21日	竜ヶ崎工事事務所管内主要道路整備促進期成同盟総会
	22日	稲敷郡・龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市社会教育委員連絡協議会総会・研修会
	23日	議会広報公聴委員会 稲敷地方航空騒音公害対策協議会定期総会 首都圏中央連絡道路建設促進協議会総会
	24日	花いっぱい運動コンクール表彰式 茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会等 江戸崎地方衛生土木組合出納検査 農業委員会定例総会
	25日	ノーテレビ・ノーゲーム運動推進大会 大須賀津地区サマーフェスティバル
	27日	村例月出納検査
	28日	村決算審査
	29日	村決算審査 農業委員会臨時総会 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会全員協議会・臨時会
	30日	村決算審査

議会を傍聴してみませんか

- 役場1階のロビーでも本会議の実況をご覧になることができます
- 会議録や議会だよりなどホームページに掲載しています
- 議会だよりについてのご意見・ご要望をお待ちしています

お問い合わせ先

議会事務局

☎ 029-885-0340 内線 301・302

E-mail gikai@vill.miho.lg.jp

URL <http://www.vill.miho.lg.jp/gikai/index.htm>



議会広報公聴委員会

委員長 山本 一恵
委員 椎名 利夫
委員 塚本 光司

副委員長 坂本 一夫
委員 飯田 洋司

委員 山崎 幸子
委員 岡沢 清